

平成24年度事業計画

平成24年度保土ケ谷区社会福祉協議会は、「保土ケ谷区地域福祉活動計画」と一体的に策定した第2期保土ケ谷区地域福祉保健計画（保土ケ谷ほとなまちづくり：別紙）の理念である「誰もが安心して暮らせる つながり 支えあいのあるまち ほどがや」の実現に向けて、その推進に取り組みます。

また、推進にあたっては従来に増して次のことを基本に取り組み、より信頼される区社協を目指します。

- ①地区社協等における小地域福祉活動を積極的に支援します。
- ②住民主体・住民目線を大切にします。
- ③法令遵守や苦情解決の充実を図ります。
- ④地区社協、地区民児協、地区連合町内会、福祉施設、ボランティア団体等と協働・連携して、各種事業を行い第2期保土ケ谷区地域福祉保健計画の推進を図ります。

事業の内容（アンダーラインは新規・拡充事業）

1 住民による地域福祉活動の支援

（1）地区社協活動の支援

職員の地区担当制や地域との関わりの実践記録、地区情報シート作成、データ更新により、地区社協の活動を支援し、活性化を図ります。

- ・地区社協活動運営費・事業費の交付（1地区5万円）
- ・地区社協への世帯賛助会費の還元（各地区実績の60%）
- ・福祉講座開催の助成（1地区3万円）
- ・広報紙発行の助成（1地区5万円）
- ・地区別計画推進助成金
- ・重点地区社会福祉協議会モデル事業の拡充実施
- ・その他、地区社協分科会（会長会議）の開催や、事務局長等実務者を対象とした会議、研修等を開催し、地区社協活動を支援します。

（2）ボランティア等の福祉活動を支援

支援を必要とする高齢者・障害児者等へのボランティア活動や、子育てを支援するグループ活動など、住民主体型の在宅福祉サービス活動を支援します。

また、地区社協も交えた研修会・懇談会の開催により団体相互の交流・ネットワーク化を図り、レクリエーションやプログラムづくりの援助を行います。（食事サービス、ミニデイサービス、子育てサロン等）

- ・食事サービスグループ連絡会（年3回）
- ・ミニデイサービスグループ連絡会（年2回）
- ・子育て支援連絡会（年2回）

(3) 地域支えあいネットワーク等への支援

各地区の支えあい連絡会・ネットワークに積極的に参加し、地域福祉活動を支援し、活性化を図ります。

また、地域ケアプラザコーディネーター連絡会や研修会を開催し、コーディネーターの資質向上を図るとともに、地域課題の把握と課題解決に向けた取り組みを進めます。

(4) ボランティアセンターの運営

ボランティアの登録・相談、情報の収集・提供、各種講座等の開催などボランティアの発掘・養成を行います。コーディネーターのスキルアップを図り、利用者の利便性の向上を目指します。

また、センター運営の充実、情報の収集・発信などボランティア活動の支援を進めるとともに、日曜・祝日もボランティアセンター業務の一部を行います。

ボランティアセンター運営委員会では、ボランティアセンター運営の活性化および善意銀行預託金の公正な配分を行います。

(5) あったかほ도가や助成金の配分

区内で活動する地区社協、障害児者団体、ボランティア・市民活動団体等が地域福祉の推進を目的に行う事業に対して「あったかほ도가や助成金」により助成し、活動の支援をします。配分の決定については、より公平性・透明性を確保するために、審査会において審査を行います。

(6) 保土ヶ谷区地域福祉保健計画（ほとなまちづくり）地区別計画の推進支援

平成23年度より、第2期保土ヶ谷区地域福祉保健計画～ほ도가やほとなまちづくり～がスタートしました。この計画は区の全体計画と地区別計画で構成されています。本会としても小地域活動推進のため、地域ケアプラザや区役所と連携して、地区別計画の推進支援を行います。

- ・地区別計画推進助成金【再掲】
- ・地区懇談会他への参加
- ・ほとなまちづくり推進会議への参画

2 福祉の担い手の発掘・育成

(1) 地域活動への参加を呼びかけ、活動を促すための情報発信

ボランティア団体・地域活動団体・福祉施設等の状況や活動者受入の状況など、最新情報の収集・管理に努め、活動に必要な情報を常時発信します。

なお、「社協ほ도가や」「ボランティア情報」発行にあたっては民間発行の地域情報紙を利用し経費削減を図るとともに、発行回数を平成23年度の年1回から年2回へと増やします。

- ・「社協ほ도가や」の発行（9月・3月頃の年2回）

- ・「ボランティア情報」の発行（9月・3月頃の年2回）
- ・「ほどがやボラセンだより」の発行（5月・9月・1月・3月頃の年4回、ボランティア登録者等へ送付）
- ・拠点内の壁面に設置している「ボランティアセンター情報掲示板」を活用し、さまざまな福祉情報を掲示します。
- ・ホームページの更新頻度を高め（週1回）、最新の情報提供を行います。
- ・ほどがやパソボラ、地域ケアプラザとの協働で地域情報のホームページ「ほっとなタウンマップ」を運営し、地域情報の一層の充実に努めます。

（2）第30回社会福祉大会の開催

保土ヶ谷区役所との共催により講演会、福祉功績者の表彰、福祉作品展、福祉バザー等をとおして福祉の啓発に取り組みます。

- ・開催予定日 平成24年12月8日（土）午後、保土ヶ谷公会堂

（3）ボランティア講座等の開催

各種のボランティア研修・講座の開催によりボランティア活動者の拡大を図ります。また、余暇活動支援事業でのボランティア募集や、夏休みに中高生対象の講座を開催し、学生ボランティアを育成します。

- ・傾聴ボランティア講座
- ・精神保健福祉ボランティア講座
- ・ちょっとだけボランティア2012夏（中高生対象、福祉教育講座）
- ・手話ボランティア講座（入門編）
- ・通学サポートボランティア講座
- ・ボランティアミニ体験講座
- ・施設ボランティアコーディネーター交流会
- ・ボランティアセンター登録ボランティア交流会
- ・施設ボランティアネットワーク会議（地域ケアプラザ主催）への参画
- ・施設ボランティアコーディネーター研修
- ・区民まつりにおいて、ボランティア団体、区内地域作業所等の協力により、高齢者疑似体験ミニ講座、スタンプラリーを行います。

（4）企業の福祉貢献活動への支援

福祉活動に関する情報提供、講師の派遣・調整を行います。

（5）地域における福祉教育の推進

学校や地域での福祉体験・学習の開催を促すとともに、企画や講師などの派遣についてコーディネートを行います。また、必要に応じて、車椅子やアイマスクなどを貸し出します。

教員やボランティア等を対象に福祉教育連絡会を開催し、福祉教育プログラムの体験や情報交換等を行い、福祉教育の充実に努めます。

(6) 区ボランティア連絡会及びボランティアグループとの連携・支援

保土ケ谷区内で活動するボランティアグループが情報交換、研修会、講座の開催等を目的とするボランティア連絡会の実施を支援します。ボランティアグループ等への情報提供や活動支援と合わせボランティア連絡会との連携・協働による取り組みを行います。

また、市民活動支援センターアワーズと定期的な会議を持ち、福祉保健分野以外のボランティアグループとの連携にも努めます。

3 支援を必要とする人への自立・生活支援

(1) 外出支援・送迎サービス事業の実施

道路運送法による登録に基づき、外出の困難な高齢者・障害者等を対象に、地域の運転ボランティアによる送迎サービスを実施します。新規ボランティアの増員を目的として説明会を実施するとともに、安全運転講習会や送迎ボランティア交流会を通しボランティアの定着を図ります。

(2) あんしんセンター事業の実施

日常的な金銭や財産関係書類の管理に不安がある高齢者や障害のある方を対象に金銭管理等の相談に応じ、契約に基づいてサービスを実施します。

あんしんセンター事業の相談機能を充実させるとともに、地域包括支援センターと連携して講演会や地区民児協への出張説明会を行うなど、権利擁護事業の周知を充実させ、新規利用契約に努めます。

(3) 子育て支援

① 子育てサポートシステム事業

子供を預かってほしい人と子供を預かる人に会員登録をしていただき、条件の合う近隣の人との出会いをサポートします。地域ぐるみの子育て支援を目指します。会員交流会・研修会を通じ、会員相互交流や情報交換、提供会員のスキルアップに努め、ホームページや会報紙を通じ、会員への情報提供を行うなど会員の利便を図ります。

② 子育て支援連絡会への参加

③ 子育て支援拠点、地域子育て支援団体との連携

(4) 学齢障害児余暇活動支援事業「ほっとフレンズ・この指とまれ」の実施

地域ケアプラザ、地域活動ホーム、特別支援学校、ボランティアグループなどとの協働・協力により、夏休みなどの長期休暇中の障害児を対象にした余暇活動支援事業を行い、障害児の外出の機会を提供します。

(5) 当事者団体等の支援

障害者団体等への助成・情報提供、地区社協・区自立支援協議会、区作業所等連絡会・障害者支援センター・区役所等との連携により、障害者福祉の向上を目指します。また、関係機関と連携・協力し、当事者の生活を支えるため活動に取り組みます。

(6) 障害者週間キャンペーンの実施

12月の障害者週間に障害児者福祉の理解と関心を促進するため、障害者団体、地域作業所等障害者施設や、ボランティア、学校と連携して街頭キャンペーンを実施します。

実施時期：障害者週間の12月3日～9日のうち1日程度。

実施場所：保土ヶ谷駅、かるがも・保土ヶ谷区役所周辺、イオン天王町を予定

(7) 災害ボランティアネットワークの運営

災害ボランティアネットワークは地域防災拠点、ボランティア連絡会などの関係機関・団体、個人会員で構成されています。発災時にボランティアの受け入れや依頼の調整等の活動ができるように、日頃より運営委員会や各種研修会を開催します。また関係団体と協力しながら災害時要援護者対策に取り組みます。

災害ボランティアネットワークの事務局を、区役所と共同で担います。

活動や参加の周知のため、区民まつりやホームページ等を通じた広報啓発を図ります。

(8) 貸付事業等による低所得者・要援護者の支援

①各種資金の貸付

低所得世帯、障害者や日常生活上療養また介護を必要とする高齢者のいる世帯などに対し、資金の貸付と必要な援助を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ります。

また、障害者の自立と社会参加の促進に資するよう、障害者地域作業所等に対し、設置支援資金の貸付をします。

- ・生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）の貸付
- ・障害者地域作業所等設置支援資金の貸付

②年末たすけあい配分事業（個別配分）

民生委員との協働により、ひとり暮らし高齢者（低所得高齢者）、寝たきり高齢者世帯、交通・災害遺児世帯、要支援世帯への金品の配分を行います。

③小災害被災世帯への見舞金給付

横浜市内に居住している方、横浜市内で事業を営む方が不幸にして災害にあわれたとき、被災者または遺族に見舞金または弔慰金を支払います。

火災や自然災害が発生したときには、災害状況について調査し、該当する場合は、各機関と連携し、見舞金または弔慰金をお渡しします。

④交通遺児世帯への見舞金・激励金等の給付

事故当時神奈川県内に在住している、労働災害見舞金の給付を受けていない、世帯主からの申し出により登録申請された世帯に対し、見舞金ならびに小学校入学・中学校入学・中学校卒業・高校入学・高校卒業時の激励金を給付します。

⑤行旅病人に対する援護

住所および居所がない者、または明らかでない者、病気などで倒れ、入院治療を要する状態に陥り、療養の途がなく、救護者のない者などの救護を区役所と連携し、旅費・衣類などを支給します。

4 区社協の組織・体制の強化等

(1) 体制強化と人材育成の取り組み

福祉ニーズの把握による既存事業の整理と新規事業に関して検討します。また、新規取引先の開拓により経費の削減を図ります。

事務手順を整備し効率的な事務局運営を行います。さらには、職員の社会性・専門性の向上のため、職場内研修を実施するとともに、外部研修への職員派遣を行います。

(2) 組織の充実

理事会・評議員会・各部会・分科会の開催により会員相互の情報交換の場を設けます。また、区社協会員拡充取組指針に基づき広く会員拡充に取り組むとともに、会員への様々な情報提供に努めます。

- ・会員向け講座の開催
- ・あったかほ도가や助成金 F 区分「区社協会員会員特別加算」

(3) 財政基盤の強化

広報媒体を利用した「社協ほ도가や」の配布、ホームページの活用などにより、社会福祉協議会や賛助会費制度について幅広く周知し、新規の会員、賛助会員を獲得します。

また、あったかほ도가や助成金の助成団体に対して共同募金運動への協力を呼びかけるとともに、区内企業等へ善意銀行の趣旨について案内し、寄付金の増加を目指します。

(4) 苦情解決・情報公開体制の充実

苦情に対しては苦情解決規則に基づき迅速に対応し、利用者が安心できる環境を整備します。また、苦情内容とその対応について、掲示やホームページなどを活用して利用者の方へ積極的に公表します。

また、区社協運営の透明性を確保し、区民の理解と信頼を増進させるため、情報の公開に関する規程に則り、積極的に情報公開を行います。

(5) 相談しやすい環境の整備

窓口には常に職員を配置し、来館者に対してすぐに対応します。また、「ご意見箱」や窓口での相談や要望に対して、その内容を分析・検討し、相談しやすい環境を整備します。

(6) 福祉関係5団体の事務局運営

県共同募金会区支会、日本赤十字社区地区委員会、保護司会(平成23年度更生保護協会事業を移管統合)、更生保護女性会、遺族会の事務局として、各団体の自主的な運営を支援するとともに、団体との連携により地域福祉を推進します。

5 福祉保健活動拠点の運営

区福祉保健活動拠点の利用を促進するとともに、適正な管理・運営を図ります。また、かるがも内の他法人との連携・協働に努めます。

①利用者の意向を尊重した運営を行うため、満足度アンケートの実施、利用調整会議の開催、ご意見箱の設置をします。

②かるがも創設10周年記念事業をかるがも内の全施設が協働して実施します。

・開催予定日 平成24年11月11日(日)

【指定管理期間】

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

【開館日時】

月曜日から土曜日まで 9時から21時まで

日曜日・祝日 9時から17時まで

6 第2期保土ヶ谷区地域福祉保健計画の進行管理及び評価

保土ヶ谷区地域福祉活動計画は、保土ヶ谷区地域福祉保健計画と一体として、区役所及び地域ケアプラザと連携しながら、計画を実行します。また、企画委員会において振り返りシートを活用し、進行管理及び評価を行います。

第2期保土ヶ谷区地域福祉保健計画 ～保土ヶ谷ほっとなまちづくり～

基本理念

『誰もが安心して暮らせる つながり 支えあいのあるまち ほどがや』

★第2期計画は、「区全体計画」と「地区別計画」で構成されています。

区全体計画

全ての人を対象とした「共通課題目標」と「対象者別の取組」から成ります。
→地域ケアプラザ・区社協・区役所が関係機関と連携して取り組み、地区別計画の支援につなげます。

